

愛知県都市職員共済組合職員の定数に関する規則

○ 愛知県都市職員共済組合職員の定数に関する規則

(平成10年3月31日)
(平成10年規則第5号)

改正 平成21年11月4日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県都市職員共済組合定款（昭和37年愛知県都市職員共済組合公告第1号）第31条第1項に規定する事務局の職員並びに第34条の3第1項第2号及び愛知県都市職員共済組合の保養所の設置等に関する規則（平成6年愛知県都市職員共済組合規則第3号）第2条の規定に基づき設置された保養所の職員の定数について定めるものとする。

(平21規則11・一部改正)

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局の職員 29人
- (2) 保養所の職員 14人

2 休職中の職員及び他の団体に派遣されている職員は、前項に規定する定数に含まないものとする。

(平21規則11・一部改正)

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月4日規則第11号)

この規則は、平成21年12月1日から施行する。